

## ●八幡市男女共同参画るーぷⅡ 中間見直し素案の訂正、修正箇所

H28.3.14 第5回懇話会資料

- ① P8下から2行目(「 」を『 』に下記のとおり修正。※前回素案P8の3行目

「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くなでしこ大作戦～」を



『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働くなでしこ大作戦～』

- ② P9 (3)京都府の動向 2行目 (同年、翌年6月には)を下記のとおり削除。

京都府では、昭和56年(1981年)に「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」を策定し、同年、「KYOのあけぼの大学」や「女性の船」事業の実施、翌年6月には「京都府立・・・



京都府では、昭和56年(1981年)に「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」を策定し、「KYOのあけぼの大学」や「女性の船」事業の実施、「京都府立婦人・・・

- ③ P10 上から5行目を下記のとおり修正。

「京都仕事と生活の調和行动計画(ワーク・ライフ・バランス)」



「京都 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行動計画」

- ④ P14 上から1～2行目を下記のとおり修正。

京都府「KYOのあけぼのプラン(第4次)」



京都府「KYOのあけぼのプラン(第3次)中間見直し」

⑤ P19 上から5と6の〇を下記のとおり修正。

(特定事業主行動計画の策定は義務であるため修正)

- 国においては、平成27年(2015年)8月に制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、同9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定し、平成28年(2016年)4月から、労働者301人以上の大企業に対し、基本方針を踏まえ、女性の活躍推進に向けた「一般事業主行動計画」の策定などが新たに義務づけ、女性の採用比率や管理職の割合等の数値目標の設定と公表を求めています(ただし、300人以下の企業は努力義務)。
- また、都道府県や市町村に対しても、基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍に関する「特定事業主行動計画」の策定を努力義務として課しています。



- 国においては、平成27年(2015年)8月に制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づき、同9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定しました。この基本方針を踏まえ、平成28年(2016年)4月から、労働者301人以上の民間事業所に対して、「一般事業主行動計画」の策定を、都道府県や市町村は「特定事業主行動計画」の策定をそれぞれ義務づけ、女性の採用比率や管理職の割合等、女性の職業生活における活躍推進に向けた数値目標の設定と公表を求めています(ただし、300人以下の企業は努力義務)。

⑥ P45 下の【主な方策・事業】の今後の報告の上段【男子】を削除。

男子中学生・高校生等



中学生・高校生等

⑦ P50 下の【主な方策・事業】の今後の報告を下記のとおり修正。

市民ボランティアによる「男女共同推進員」の養成を



市民ボランティアによる「男女共同参画推進員」の養成を